

**群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）
に係る消費税の取扱いについて**

補助金額の算定にあたっては、原則として、補助対象経費に消費税及び地方消費税額（以下「消費税」という。）を含めて算定していただくこととなります。

そのため、仕入れ控除税額（ゼロ円の場合も含む。）が確定した際には、群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱（医療分）第 12 条に基づき、消費税の確定に伴う報告書（別記様式第 8 号）を提出していただくこととなりますので、御承知おきください。

なお、補助金返還の有無については、下表を参照してください。

【仕入控除税額確定に伴う補助金返還に係る整理表】

区分					返還		
免税事業者					なし		
納税義務者	簡易課税				なし		
	実績控除	公益法人等（社会医療法人を含む。）で特定収入割合が５％超の場合			なし		
		上記以外	課税売上割合が９５％未満	一括比例方式		あり	
				個別対応方式	補助金の対象経費が		
					・ 課税売上に要する課税仕入		あり
					・ 非課税売上に要する課税仕入		なし
					・ 課税売上と非課税売上に共通に要する課税仕入		あり
		課税売上割合が９５％以上			あり		